

令和元年度（令和2年度整備）

佐世保市障がい福祉施設整備事業者の募集について

1 概要

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」とは社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の整備にあたり整備に要する費用の一部を補助する国庫補助制度のことです。国の『社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱』に基づき、補助基準額を上限として整備に要する対象経費の3/4（国：1/2、市：1/4）の補助を行うものです。

2 整備内容について

整備については、緊急性・必要性を考慮し、以下のものを優先します。ただし、市の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる場合もありますのであらかじめご承知おきください。

- ① 安全性に問題のある組積造またはコンクリートブロック造の塀の改修整備。
- ② 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備の整備。
- ③ 施設の防災・減災の観点から、昭和56年以前の耐震基準に基づき建築された施設の改修整備。
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転及び改修整備。
- ⑤ 障がい者の住まいの場を確保するためのグループホーム（ただし、本市においては短期入所を併設し、障がい児の短期入所にも対応できる施設を優先的に整備）の整備。

※④及び⑤については、公平性及び機会均等の観点から、1法人につきどちらかの申請のみ受け付けることといたします。

3 補助対象外経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ・土地の買収、整地に要する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他国の要綱で定める対象経費以外のもの

4 提出書類

別紙提出書類一覧のとおり。なお、提出後の内容変更は原則認めません。

5 提出期間

令和元年7月10日（水）から令和元年8月30日（金）17時。

6 提出方法

事前にご連絡のうえ、障がい福祉課へ持参してください。

※FAX、メール、郵送での提出は受け付けません。

7 補助金交付までの主な流れ（予定）

年 月	内 容
令和元年8月30日	書類提出締切
同年9月～10月	審査・ヒアリング・現地調査等
同年11月～12月	市における予算査定
同年12月～	市にて選定した対象事業の国庫補助協議書作成（追加資料の提出依頼あり）
令和2年3月～4月	国庫補助協議
同年6月～7月	国庫補助内示
同年8月	国庫補助金交付決定
同年9月	建築工事にかかる入札、契約等
同年10月	工事着工
令和3年2月	工事完成
同年3月	各種行政検査、実績報告提出
同年4月	補助金の交付（施設運用開始）

7 留意事項

- ・整備計画は単年度とし、年度内に完成検査まで終了予定のものが対象です。すでに整備に着手しているものは対象外となります。また、交付決定前に事業に着手したものは、国庫補助の内示があった場合でも対象外となります。
- ・原則として、申請時点で整備予定地が未定もしくは各種法令等による規制に対する許可等を得ていないもの場合は、申請を受け付けられません。（例：市街化調整区域、農業振興地域等）
- ・審査の途中で必要に応じてヒアリングを行う場合や、補足資料の提出、調査等を求める場合があります。

- ・施設の整備工事のために締結する契約については、佐世保市が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要がありますので、佐世保市指定の指名業者から入札等を行うこととなります。また、当該入札結果について、一般の閲覧に供することとなります。
- ・提出された書類に基づき、佐世保市で事業採択審査を行った結果、審査を通過した事業のみ佐世保市から国へ国庫補助金の申請に関する協議を行います。国との補助協議の結果、国庫補助対象事業として採択されない場合は、佐世保市は事業を不採択とします。
- ・国との補助協議の結果、補助金の内示額が協議額に比して減額される場合は、市負担分の補助金もあわせて減額します。
- ・補助金の交付は、竣工及び実績報告書提出後となりますので、十分な資金計画を立ててください。
- ・本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により処分制限がかかります。また、整備後利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となります。
- ・現時点では令和2年度以降の国庫補助基準額が示されていないので、便宜的に令和元年度の要綱に記載されている補助基準額を参照してください。なお、補助基準額は今後改定される可能性がありますのでご注意ください。
- ・事業詳細は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び関係通知をご参照ください。
- ・指定就労継続支援 B 型事業所の新設や定員増については、指定調整がありますのでご注意ください。詳細については「佐世保市における就労継続支援 B 型事業所の指定調整について」（ホームページに掲載中）をご覧ください。
- ・「佐世保市暴力団排除条例」に基づき、事実確認のため長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会を行う場合があることをご了承ください。

●問合せ・提出先

佐世保市高砂町5番1号

佐世保市中央保健福祉センター1階

障がい福祉課 庶務係

TEL (代表) 0956 - 24 - 1111

(内線) 5101